

【解説 2-1】浸水想定区域等の指定状況

当該地点の浸水危険性を調査するために必要な過去の浸水実績や浸水が想定される区域などの公表資料としては、以下のようなものがある。

洪水はん濫情報	概要
浸水実績図	直轄河川及び都道府県管理河川の一部について過去に浸水実績があった区域を表示。昭和 60 年より公表。
洪水氾濫危険区域図、 浸水予想区域図	全国の直轄管理河川において、概ね 100 年～200 年に一度程度起こる大雨を対象として、洪水氾濫シミュレーションによる浸水危険区域を表示。平成 5 年 11 月～6 年 11 月(浸水予想区域図は、鶴見川、新河岸川等で昭和 62～平成元年)に公表。 平成 13 年 8 月東京都が神田川流域で公表
浸水想定区域図	水防法第 10 条の 4 に基づき、洪水予報河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、河川整備の基本となる降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域として指定し、想定される水深と併せて公表。 国土交通大臣管理河川 洪水予報河川 108 水系 192 河川について平成 13 年 7 月以降順次公表。 都道府県知事管理河川についても洪水予報河川の指定と併せて公表していく予定。
洪水ハザードマップ	浸水想定区域図、浸水実績図等の浸水が予想される区域に避難地、避難路の位置、情報入手方法などを具体的に表示したもの。市町村が主体となって作成する。平成 7 年度より公表。

(1) 浸水想定区域図

水防法の一部改正（平成 13 年 7 月 3 日施行）により、洪水予報河川について浸水想定区域図の作成・公表が義務付けられ、国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報河川について、河川整備の計画降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。国土交通大臣等は、浸水想定区域の指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村に通知することとなっている。

現在、浸水想定区域の指定・公表のされた河川については、管轄している地方整備局、工事事務所にて図 2-1 のような浸水想定区域図の閲覧が可能である。

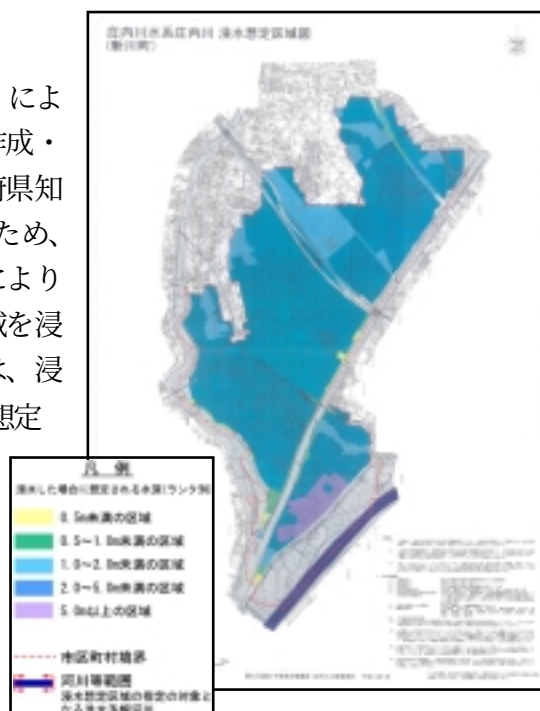


図 2-1 庄内川水系庄内川浸水想定区域図（新川町）

(2) 洪水ハザードマップ

浸水想定区域図、浸水実績図等の浸水が予想される区域に避難地、避難路の位置、情報入手方法などを具体的に表示したもので、市町村が主体となって作成する。

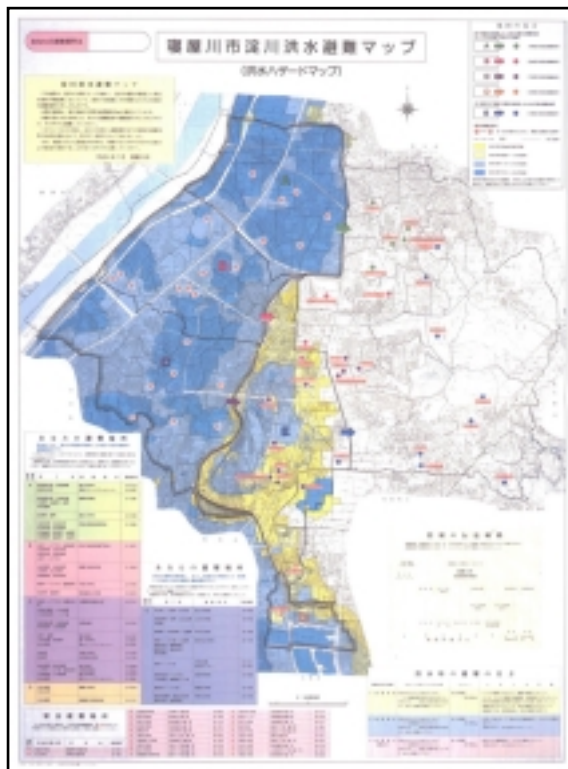


図 2-2(1) 洪水ハザードマップ事例
(寝屋川市淀川洪水避難マップ：破堤はん濫による浸水を表示したもの、計画降雨のみ)



図 2-2(2) 洪水ハザードマップ事例
(朝霞市洪水避難マップ H7.9：支川のはん濫による浸水も表示、洪水規模も複数)

(3) 高潮氾濫シミュレーション

現在、高潮に関して作成・公表されている危険情報の一つとして高潮氾濫シミュレーションがある。図 2-3 は国土交通省太田川工事事務所より公表されているもので、観測史上最高潮位を対象に解析した結果（水深）を掲載しているものである。

平成 12 年 2 月に高潮に関係する 6 府省庁（内閣府、総務省消防庁、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁）が連携して検討された「高潮防災情報等のあり方研究会」（座長：河田恵昭・京都大学巨大災害センター所長）を受けて、一部の地域で高潮ハザードマップの作成が試行されている。



図 2-3 高潮氾濫シミュレーション事例
(国土交通省太田川工事事務所より公表)

神田川流域浸水予想区域図

※ この図は、原図（1/25,000）を縮小・複製したものです。

1. 神田川流域浸水予想区域図について

- (1) この図は、神田川流域の浸水予想区域と、想定される水深（最大水深）を示したものです。
- (2) 流域の皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願いいたします。
- (3) この浸水予想区域図は、現時点での神田川流域の河道整備状況、洪水調節池施設及び下水道の整備状況等を勘案して、平成12年9月に発生した東海豪雨の大雨が降ったことにより、神田川流域が浸水した場合に予測される洪水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。なお、流域下流部の一部は、ポンプ排水区域となっていますが、ポンプ排水能力を考慮していません。
- (4) 洪水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

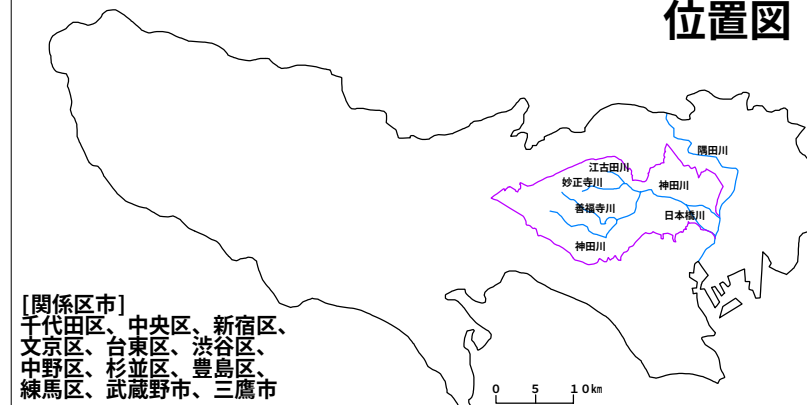
2. 基本事項等

- (1) 作成主体 東京都都市型水害対策検討会
- (2) 作成年月日 平成13年8月30日
- (3) 対象となる河川 荒川水系神田川（神田川、善福寺川、妙正寺川、江古田川、日本橋川）
- (4) 対象とした降雨 平成12年9月 東海豪雨
(総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm)

3. 図面の見方のポイント

- 一般的に河川沿いは低地であるため、浸水深が大きくなり注意が必要です。また、河川から離れていても、以下のような青・緑色の所も浸水深が大きくなるので注意してください。
- (1) 常状に色がついている区域は、昔、河川が流れていた場所（現在は、緑道等）で低地形です。
 - (2) 局所的に色がついている所は、昔、沼や池などがあった場所で低地形となっています。

位置図



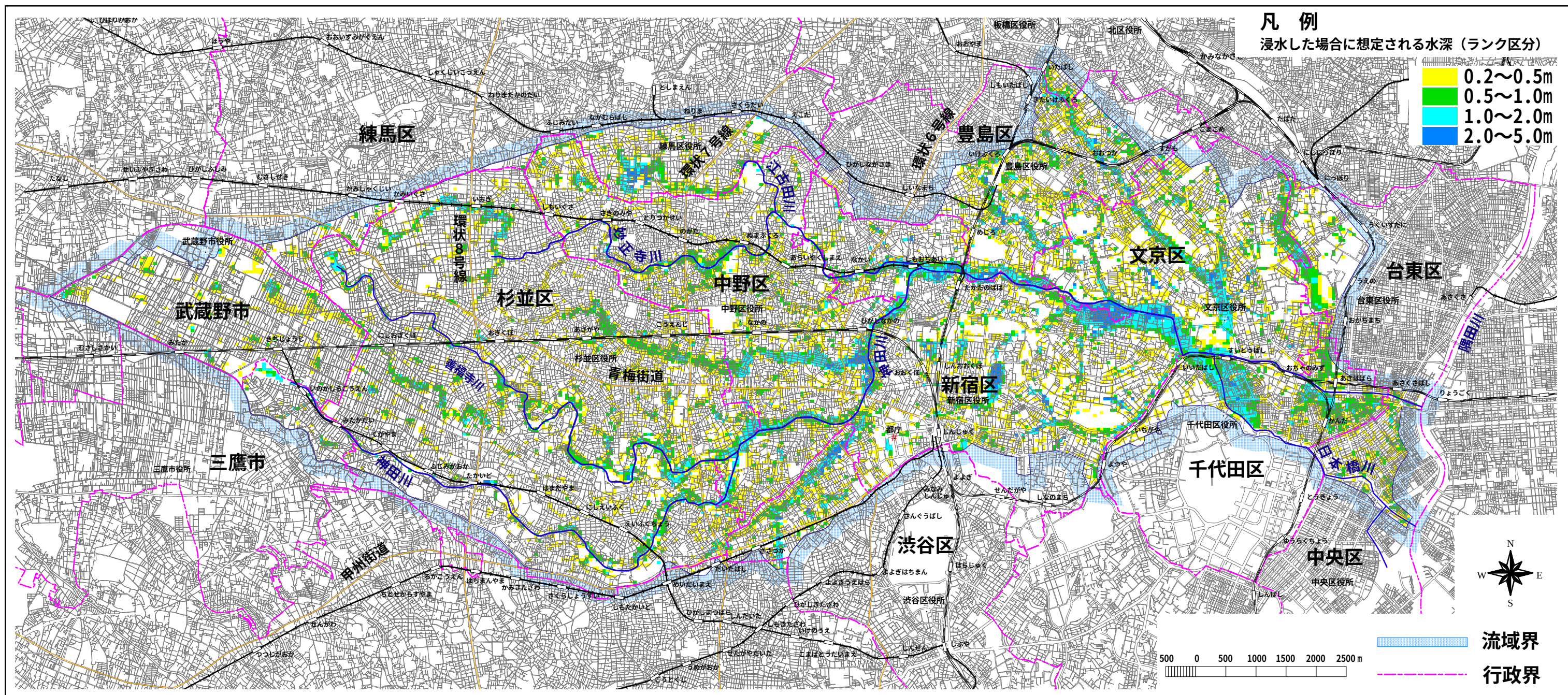
【関係区市】
千代田区、中央区、新宿区、
文京区、台東区、渋谷区、
中野区、杉並区、豊島区、
練馬区、武蔵野市、三鷹市

【問い合わせ先一覧】

東京都建設局河川部計画課	03(5321)1111 (代)
東京都下水道局計画調整部計画課	〃
千代田区都市整備部土木計画課	03(3264)2111 (代)
中央区土木部管理課	03(3543)0211 (代)
新宿区総務部防災課	03(3209)1111 (代)
文京区土木部土木課	03(3812)7111 (代)
台東区都市づくり部都市計画課	03(5246)1111 (代)
渋谷区土木部管理課	03(3463)1211 (代)
中野区総務部防災課	03(3389)1111 (代)
杉並区区民生活部防災課	03(3312)2111 (代)
豊島区区民部防災課	03(3981)1111 (代)
練馬区土木部維持課	03(3993)1111 (代)
武蔵野市総務部防災課	0422(51)5131 (代)
三鷹市都市整備部緑と公園課	0422(45)1151 (代)

凡 例

浸水した場合に想定される水深（ランク区分）



【参考 2-1】洪水氾濫情報の所在地情報（クリアリングハウス）

国土交通省河川局のホームページ（URL：http://www.mlit.go.jp/river/saigai/tisiki/syozaiti/index.html）にて、これまでに提供した全国のはん濫情報が掲載されており、以下のものについて工事事務所、県、市町村における指定・公表状況、閲覧先、問い合わせ先などが調べられる。

- ・浸水実績図
- ・洪水氾濫危険区域図、浸水予想区域図
- ・浸水想定区域図
- ・洪水ハザードマップ

インターネットで図が公表されているものについてはリンクが貼られている。



図 2-4 国土交通省河川局のホームページ
(浸水想定区域の指定・公表状況について)

(4) 水防法の一部改正に伴う地域防災計画の見直しについて

水防法の一部改正により、市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、洪水予報の伝達方法、避難場所その他の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定め、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設がある場合には、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報の伝達方法を市町村地域防災計画の中に定めることとなった（水防法第 10 条の 5）。このように、市町村においても地域防災計画等において本章で必要となる情報の整備が進められているところである。

水防法の一部を改正する法律の施行に伴う地域防災計画の見直しについて

〔平成 13 年 10 月 31 日 消防法第 165 号
各都道府県 消防防災主管部長あて 消防庁 防災課長〕

水災対策の推進を図るため、平成 13 年 7 月 3 日「水防法の一部を改正する法律」（平成 13 年法律第 46 号。以下「法」という。）が施行され、法第 10 条の 4 に基づき、平成 13 年 7 月 31 日の国土交通省管理河川 7 水系 8 河川をはじめとして、順次浸水想定区域の指定・公表が行われているところです。

法第 10 条の 5 に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとされています。

各地方公共団体の消防防災関係部局におかれましては、法及び指針の趣旨に鑑み、土木担当部局等の関係部局との連携を図りつつ、地域防災計画の見直しを行われますようお願いいたします。

なお、今般の水防法の改正を踏まえ、現在地域防災計画の見直しのためのマニュアルの作成について当庁及び国土交通省において検討を進めているところですのでその旨申し添えます。

また、ハザードマップの作成事例に関する資料を参考までに添付します。従前より洪水ハザードマップを作成している団体等におかれては、今後浸水想定区域との整合を図る等により、当該洪水ハザードマップの有効な活用をお願いします。

併せて、貴都道府県内の市町村にもこの旨お知らせいただきますようお願いいたします。

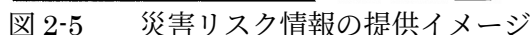
国土交通省では、今後３年程度を目途に、避難等危機管理への活用を主目的とした洪水ハザードマップからの更なる展開として、土地利用計画等への活用も目的として、水害リスク情報の整備・提供を行うための検討が進められている。それには、中小河川や下水道も含めた精度の高いはん濫シミュレーションの実施が必要となる。この課題を解決するためには、レーザー航空測量技術を活用し、戦略的にデータを整備して、国民が正しい災害リスクを知り得る状態を作り上げていく必要がある。

1) 立地選択等に際しての危険回避行動の合理化

2) 安全性の高い土地における土地利用の活発化

3) 不動産取引の円滑化、実質コストの低減

また、不動産取引に際して、売り手が物件に関する情報を豊富に有する立場であるのに対して、買い手が知り得る情報が少ない、いわゆる情報の非対称性の問題が、土地取引の活発化を妨げる一因となっているが、災害リスク情報の整備は、そのような情報の非対称性の緩和効果を持つ。



2-6